

(公 印 省 略)
答申第 189 号
令和6年10月31日

兵庫県知事職務代理者
兵庫県副知事 服 部 洋 平 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和6年8月6日付け諮問第35号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

資機材の単価見積若しくは積算歩掛又は工法の見積等に関する文書部分公開の件

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当であり、実施機関が追加して特定するとしている文書について、公開決定等をすべきである。

第2 諮問経緯

1 公文書公開請求

令和5年12月19日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書公開請求を行った（以下「本件請求」という。）。

本件請求は、(1)に掲げる工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された(2)に掲げる書類各一式の公開を求めるものである。

(1) 請求された工事

- ア 城崎大橋橋梁下部工工事（以下「工事1」という。）
- イ 浜坂道路Ⅱ期新温泉浜坂ⅠC改良工事（その3）（以下「工事2」という。）
- ウ 浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事（以下「工事3」という。）
- エ 浜坂道路Ⅱ期居組ⅠC改良工事（坑口その3）（以下「工事4」という。）
- オ 香住谷川水系香住谷川河川改良工事（その9）（以下「工事5」という。）
- カ (一)円山水系円山川護岸工事その1（以下「工事6」という。）
- キ (急)隼人地区急傾斜地崩壊対策工事（その1）（以下「工事7」という。）
- ク 村岡竹野線落石対策工事（以下「工事8」という。）
- ケ (急)相地地区急傾斜地崩壊防止工事（以下「工事9」という。）
- コ 豊岡インター線道路改良工事（その10）（以下「工事10」という。）
- サ (砂)駅前川砂防えん堤工事（以下「工事11」という。）
- シ 今津（右岸）工区道路整備工事（その7）（以下「工事12」という。）
- ス 円山川水系円山川大木・大井統合井堰下部工工事（第1期）（以下「工事13」という。）

(2) 請求された資料

- ア 資機材の単価見積の依頼書（以下「文書1」という。）
- イ 積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書（以下「文書2」という。）
- ウ 依頼先から提出された見積書（以下「文書3」という。）

エ 提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）（以下「文書4」という。）

2 本件請求に係る公文書の特定並びに部分公開決定及び非公開決定

実施機関は、本件請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、工事ごとに、資機材の単価見積若しくは積算歩掛又は工法の見積等に関する公文書を特定した。

実施機関は、工事6、9及び13について、令和6年1月26日付け通知により（以下「本件処分1」という。）、工事1、10及び12について、同年1月31日付け通知により（以下「本件処分2」という。）、工事2ないし5及び7について、同年2月2日付け通知により（以下「本件処分3」という。）、文書1ないし4について、条例第6条第1号、第2号及び第6号に規定する非公開情報が記録されているとして、公文書部分公開決定処分を行った。

なお、工事11について、同年1月26日付け通知により、工事8について、同年1月31日付け通知により、文書1、2及び4を作成しておらず、文書3を受領していないため、すべてが不存在であるとして、条例第10条第2項に基づき審査請求人に対して、公文書非公開決定処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分1ないし3を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、同年3月21日付けで審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

4 諮問

同年8月6日、諮問庁は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分1ないし3を取り消す旨の裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 「公開しない部分及び公開しないこととする理由」(以下、本項において「公開しない部分とその理由」という。)について

(ア) 特定された公文書の記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」「担当者の氏名」(代表者の氏名は除く。)
「担当者の印影」「担当者のメールアドレス」「県職員のメールアドレス」「内線番号」の各部分については、条例第6条第1号、第2号又は第6号所定の非公開情報に該当するため、公開しないとされることには異議はない。

(イ) 今回の公開しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されておらず、また、当該情報を公開することによって、具体的に法人等の利益をどのように害するのかが等について明白かつ具体的な説明が必要であるが、それらが記載されていない。

条例第6条の公文書の公開義務の規定及び行政手続条例(平成7年条例第22号)(以下「手続条例」という。)第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

イ 別添や別紙について

見積依頼書を確認したところ、社名および見積結果の情報公開請求における取扱いについて別添文書(別紙意見書)の提出を求める記載があるが、交付された公文書の写しには、該当する別添文書の写しは含まれていなかった。

ウ 交付された公文書の写しについて

(ア) 見積依頼書には見積条件として「見積徴収に基づき設定した単価については、入札公告時に原則公表(会社名は非公表)とする。情報公開請求時については、別添文書(別紙意見書)の提出により公表を拒否した場合は公表しないものとする。」などの記載が有るものと、無いものがあった。また、「提出された見積書は、公にしないと条件で任意に提供されたものとして扱う。」と記載されたものは無かった。

(イ) 見積依頼先の法人名の部分は公表されたものと黒塗りで記載されていたものがあった。提出された見積書では、法人名、住所、電話番号などが記載されている部分が公表されたものと黒塗りで記載されていたものがあった。

(ウ) このように、本件処分では「公開しない部分とその理由」の内容が土木事務所間でその判断基準が一律(公平)でなく、不当な処分である。

エ 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから(最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決)、本件処分においても今後処分庁が再度理由の提示をなされたと

ころであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。

オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

- (ア) 本件処分1及び他の発注者においては、見積書を依頼する際に、提出された見積書が情報公開請求の対象となった場合について、あらかじめ意向聴取を行っている事例がある。
- (イ) 加えて、情報公開請求があった際に、条例第14条第1項の規定に沿って意見を聴取する時間が必要となるため、その公開決定等の期限を延長した旨を通知した事例がある。
- (ウ) さらに、上記(ア)や(イ)の意向聴取を経て第三者毎に公開しない部分が異なる処分がなされた公文書部分公開決定通知書の事例がある。
- (エ) 処分庁は、本件処分2及び本件処分3について上記のような手続きを経ずに一律に条例第6条第2号に該当するとした理由により各公文書中の法人その他団体の名称などを公開しないとされていると思われる。
- (オ) したがって、処分庁があらかじめ見積依頼書の見積もり条件等で情報公開請求時の取扱いを記載していない場合及び提出された見積書（見積辞退届等も含む）に情報公開請求時の意向が記載されていない場合については、処分庁は条例第14条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。

2 意見書（令和6年8月20日付け）

(1) 条例第6条第2号該当性について

ア 弁明書第4・1(1)ア（企業の事業活動に不当な影響を与えるおそれ）について

見積書を公にした場合には、次のようなことが考えられます。

- (ア) 発注者側では、例えば
 - a 発注者の都合で資材価格等をダンピング・歩切することができなくなり、発注者内部で定めた資材価格等の査定が適正に行われ、結果適正な価格で工事の予定価格が算定される。
 - b 公開によって、第三者から公にされた見積書の資材価格が高めに若しくは安めに吹っ掛けられている可能性があるとの情報提供がある。結果、次回から他の見積者に変更することで適正な価格で工事の予定価格が算定できるようになる。
 - c 相場価格に対して異常に高め若しくは安めに吹っ掛けた価格を提示した見積者は、今後工事業者等から見向きされなくなる恐れがあるので、結果として工事業者等と実際に取引している価格で見積書を作成することになる。

- d 見積者間で、事前に見積書記載の価格を調整する行為が出来なくなり、結果適正な価格で工事の予定価格が算定できるようになる。
- e 公開されることにより発注者が（適切な見積先選定の過程も経ずに）見積依頼を口頭で行っていたことが判明するので、それ以降は、口頭での見積依頼の行為ができなくなる。
- f 発注者が特定の見積者に便宜を与える目的で、その見積者だけに又は度々見積依頼をしていることが判明するので、透明性の観点から、公開以降はそのような行為ができなくなる。

(イ) 見積者側では、例えば

- a 我が社は発注者から指名されて見積依頼があった（御用達見積業者である）として工事落札者業者若しくは工事入札参加者（以下「工事業者等」という。）などに営業活動を行うことができる。
- b 工事業者等からの資材価格等の値下げ要求に対して、発注者に提供した見積書は適正な価格であるので値下げには応じられないと交渉ができるので、結果適正な利潤が確保できる。

(2) 弁明書第4・1(1)ア（競争上不利な地位に置かれること）について

諮問庁から交付された公文書の写し（見積書（文書3））を確認したところ、見積書を作成された企業情報は非公開（黒塗り）となっていますが、単価や売価は公開となっている結果、競合他社や顧客が公開請求することで企業名は判明しないものの単価や売価が知ることとなります。

一般的には、競争上不利な地位とならないようにするには、企業情報に加え単価や売価だけでなく、見積書そのものの書式も非公開とし、見積依頼書で示された見積条件（例えば、品名・規格・単位・数量）のみを公開すべきところ、なぜ企業情報のみ非公開とされたのか弁明が不足しています。

(3) 弁明書第4・1(1)ア（条例第6条第6号該当性）について

諮問庁から交付された公文書の写し（見積書）は部分公開となっています。

他の発注機関から交付された公文書の写し（情報公開に関する意向確認文書、見積書）からは企業名の公開に同意が得られたことから見積書の企業情報は公開されています。これらの証拠は同じ企業からの見積書で、企業情報を公開してもなお見積依頼に応じてもらえることが示されたこととなります。

(4) 弁明書第4・1(1)イ（情報公開に関する意思確認）について

弁明には文言の使い分けの例示や、どのような地域の実情があるのかなどの例示が不足しています。

(5) 部分公開文書の非公開事由及びその根拠の明示について

諮問庁は、今回の処分通知には明らかに理由の提示に不備があると認識し、

弁明書（第4・1(1)ア）で理由の提示がなされたものと思われます。理由の提示に不備がなければ、このような提示は不要であったはずです。

諮問庁は不備があったことを認めた上で、弁明すべきであったと考えます。

(6) 弁明書第4・1(3)イ（別添や別紙の公開）について

弁明書（第4・1(3)イ）については、同(ア)及び(イ)の公文書の写しの交付を受けてから、その公文書内の記載内容を確認しなければ反論ができません。

(7) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

見積依頼先から提出された見積書は、不特定多数に配布されたものでなければ、特定の見積依頼先に提出された法人等又は事業を営む個人（以下「見積書の著作者」という。）の未公表著作物に該当します。

処分庁から交付された見積書を確認したところ、公開に同意しない旨の意思表示は見当たらず、これら見積書は著作権法第18条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）であって、かつ、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合に該当し、条例に基づく公開に同意したものとみなされます。

条例第14条第1項は任意的意見聴取の規定で、同条第2項は必要的意見聴取の規定です。同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの、同条第2項の趣旨を踏まえ、公開決定等をするに当たって処分庁は適格な判断を行うにあたり、処分庁が当該公文書を公開しないとすの処分があるため、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考えます。

よって、諮問庁が審査請求対象案件について一律に条例第6条第2号に該当するとして公開しないとすの処分は、著作権法と情報公開法及び情報公開条例との間での調整措置を踏まえておらず、著作権者の公開同意の意思を無視した違法な処分であると考えます。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭等による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 弁明書

(1) 本件処分の非公開理由等について

本件処分1ないし3について、本件対象公文書に関する非公開部分及び非公開理由（審査請求人が異議なしとした「法人その他の団体の印影」等の非公開情報を除く。）は、下表及び下記アないしウのとおりである。

文書 工事	文書 1	文書 2	文書 3	文書 4
工事 1	—	企業名②	企業名②	(全部公開)
工事 2	企業名②	—	企業名及び企業を 特定し得る情報②	企業名及び企業を 特定し得る情報②
工事 3	企業名②	企業名②	同上	企業名②
工事 4	企業名②	企業名②	同上	(全部公開)
工事 5	企業名②	企業名②	同上	(全部公開)
工事 6	企業名②(一部)	—	企業名、調査価格、 数量、単価、金額② (一部)	単価②
工事 7	—	企業名②	企業名及び企業を 特定し得る情報②	(全部公開)
工事 8	—	—	—	—
工事 9	(企業名公開済み)	(全部公開)	企業名、調査価格、 数量、単価、金額② (一部)	単価、見積数量、単 価と見積数量の積、 見積数量平均、金額 計②⑥(一部)
工事10	企業名②	企業名②	企業名②	(全部公開)
工事11	—	—	—	—
工事12	企業名②	—	企業名②	(全部公開)
工事13	(全部公開)	—	(企業名公開済み)	(全部公開)

※ 非公開情報は、内容を簡潔に示したもので、必ずしも本件処分1ないし3の理由書の文言をそのまま転記したものではない。各非公開情報の末尾に付した丸付き数字は、非公開事由を定めた条例第6条各号の号数を示す。

例)企業名②：非公開情報が「企業名」、非公開理由が「条例第6条第2号」

※ 記載した非公開情報は、審査請求人が異議なしとした「法人その他の団体の印影」「代表者の印影」「担当者の氏名(代表者の氏名は除く)」「担当者の印影」「担当者のメールアドレス」「県職員のメールアドレス」及び「内線番号」につき除外した。

ア 条例第6条第2号等該当性

実施機関から見積の依頼(文書1及び2)を受けたという事実が公にされることにより、依頼を受けた企業の事業活動上保護される正当な利益を害することになると認められる。具体には、実施機関(県)から見積書の提出を依頼されたことが公開されると、今後、県が発注予定の工事の発注時期、施工内容等を探索しようとする第三者が、当該依頼を受けた企業に問い合わせや圧力をかけるなどして、当該依頼を受けた企業の事業活動に不当な影響を与えるおそれがある。

また、見積書（文書3）を提出した企業は、文書3記載の調査対象の商品やサービスの単価ないし販売数量に応じた売価を競合他社や顧客に知られた場合、競争上不利な地位に置かれることは明白であり、当該企業名又は企業を特定しうる情報については、条例第6条第2号「法人その他の団体…に関する情報…であって、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非公開としている。

同様に、文書4における当該企業名を公開すると、見積書（文書3）を提出した企業名が判明することになり、同様に条例第6条第2号に該当するため、同じく非公開としている。

また、本件審査請求を踏まえ精査した結果、仮に当該情報を公開することにより、依頼先企業の前述の利益を害した場合、今後、見積依頼等に応じてもらえず、予定価格の算定に必要な情報が得られず、予定価格の算出が困難となり、適正な入札の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、情報公開条例第6条第6号にも該当するものとして非公開理由を追加することとする。

イ 情報公開に関する意思確認

工事の内容や調査事項等を踏まえて、実施機関は積算の採用単価、歩掛等の決定を目的として見積を依頼する企業に対し、企業名および見積結果の情報公開請求等における取扱いについての意思を文書にて確認することがある（以下、当該意思確認を「情報公開に関する意思確認」といい、発する文書を「情報公開に関する意思確認文書」という。）。

情報公開に関する意思確認は、企業にとって、見積書に記載する単価、価格等の情報は、競合他社に知られると競争上不利となり、また、他の顧客等との取引条件に影響するなど、競争上の地位に影響する可能性があることから、情報公開請求があった際に、条例第6条第2号の該当性を判断するために行うものであり、この情報公開に関する意思確認文書をもって判断することがある。

なお、情報公開に関する意思確認は、すべての工事について行っているものではなく、その文言等も工事ごと、地域の実情に応じて適宜調整しているものである。

ウ 情報公開における企業名等のマスキングについて

上記アのとおり、実施機関では、企業名又は企業名を特定しうる情報は、原則条例第6条第2号及び第6号該当の非公開情報として扱いマスキングするが、上記イのとおり、当該企業から提出された情報公開に関する意思確認文書をもって、企業名又は企業名を特定しうる情報を公表することがある。

工事6（一部）、9（一部）及び13では、企業から、公表に同意する旨の意思確認がとれたため、文書1ないし4においては、企業名等を公開しているものである。

(2) 本件対象公文書（文書1ないし4）について

文書1ないし4は制限付き一般競争入札等において予定価格を算定するために、必要に応じて徴収している単価や歩掛等の見積書とそれに関連する文書である。

文書1（資機材の単価見積の依頼書）又は文書2（積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書）は、実施機関から民間企業に対して行った見積書の提出依頼文である。

文書3は、文書1又は2の実施機関からの依頼に基づき依頼先企業から提出された見積書である。

文書4は、上記文書3に記載された歩掛、金額等を比較、整理するために実施機関において作成する資料である。

(3) 審査請求の理由に対する弁明

ア 審査請求書第3・1(2)ア（部分公開文書の非公開事由及びその根拠の明示）について

本件事案では、見積書における単価、価格等の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第6条第2号）」がある情報に係る企業名又は企業を特定しうる情報が問題となっているものであって、条例同条同号該当との理由を提示するだけで、容易に非公開理由を想到しうることも踏まえて、実施機関は、本件処分1ないし3において、上記1(1)のとおり、対象公文書、公開しない部分および公開しないこととする理由を明記して通知している。

イ 審査請求書第3・1(2)イ（別添や別紙の公開）について

実施機関は、審査請求人が審査請求書に記載されていた下記(ア)及び(イ)にかかる文書について、公文書部分公開決定処分時には特定できなかったが、本件審査請求を受け、改めて精査した結果、これらの文書を特定し、追加で公開する予定である。

(ア) 工事13に係る情報公開に関する意思確認文書

実施機関は、工事13の見積を徴収するにあたり、情報公開に関する意思確認文書を発していたため、当該文書について、公開決定処分を予定している。

(イ) 工事13に係る企業から提出された情報公開に関する意思確認文書

情報公開に関する意思確認文書は、工事13の情報公開請求時の取扱いの意思に関する見積依頼先からの回答文書であるため、これに基づき、条例

第6条第1号及び第2号に該当する非公開情報を判断し、部分公開決定処分を予定している。

なお、上記のとおり、情報公開に関する意思確認文書は、実施機関が見積書に記載された企業名および見積結果について、条例第6条第2号の該当性を判断するために、予め意見聴取を行っておく趣旨のものであり、工事13に係る文書1に「別添社名および見積結果の情報公開請求における取り扱いについての提出により公表を拒否した場合は公開しないものとする。」と明記していることから、これに基づき工事13に係る文書1、3及び4についての部分公開処分を決定した。

ウ 審査請求書第3・1(2)ウ(ア)及び(エ)（見積依頼書の見積条件のばらつき）について

審査請求書で摘示された証拠書類は、工事2、12及び13に係る文書1の一部である。

上記1(1)のとおり、実施機関は、工事ごとに発する見積依頼において、企業名および見積結果について、条例第6条第2号該当性を判断するため、予め意見聴取を行っておくか否か、あるいはその文言を調整するものであって、各工事における態様が異なることは当然のことである。

エ 審査請求書第3・1(2)ウ(イ)（見積依頼書の公開範囲のばらつき）について

審査請求書で指摘があった証拠書類は、工事2、12及び13に係る文書1の一部である。

上記1(1)のとおり、企業名又は企業を特定しうる情報は、原則非公開としており、工事2及び12の文書1の一部については、依頼先の企業名等を非公開とし、公文書部分公開決定処分を行った。

一方、工事13については、上記1(3)イ(ア)及び(イ)のとおり、見積依頼先から提出された情報公開に関する意思確認文書に基づき公文書部分公開決定処分を行ったものであり、公開範囲に差が生じるのは当然である。

オ 審査請求書第3・1(2)ウ(ウ)（提出された見積書の公開範囲のばらつき）について

審査請求書で指摘があった証拠書類は、工事2、12又は13に係る文書3（企業から提出された見積書）の一部である。

上記1(1)のとおり、企業名又は企業を特定しうる情報は、原則非公開としており、工事2及び12の文書3の一部については、見積書の企業名等を非公開とし、公文書部分公開決定処分を行った。

一方、工事13については、上記1(3)イ(ア)及び(イ)のとおり、見積依頼先か

ら提出された情報公開に関する意思確認文書に基づき公文書部分公開決定処分を行ったものであり、公開範囲に差が生じるのは当然である。

カ 審査請求書第3・1(2)オ(第三者に対する意見書提出の機会付与等)について

審査請求人は、条例第14条(第三者に対する意見書提出の機会の付与)について、各般主張している。

しかし、同条第1項所定の意見聴取は任意的なものであり、また、同条第2項各号所定の意見聴取は、本件に妥当しない。

2 実施機関による補充説明

(1) 条例第6条第2号該当性について(第3・2(1)ア(ア)(イ)関連)

同(ア) a、e 及び f については、実施機関は入札における予定価格を算出するための適正な歩掛や価格等を得る目的で文書にて見積を複数社に依頼し、異常値を除外の上、平均値を用いる等により定めるもので、審査請求人が主張するダンピング等の余地はなく、また、企業名を除き単価等は原則公開しており、情報公開に関する意思確認による意思表示がなされた場合を除き、可能な限り透明性を確保している。

同 b、c 及び d については、見積を提出する事業者が審査請求人主張の不適切な見積価格提示ないし調整を行うとする可能性は直ちに想定されない。

同(イ) a bについては、そのような営業活動を想定している企業は、企業名の公開に同意するものと考えるが、これにより全ての企業について企業名を公開すべき理由とならない。

(2) 競争上不利な地位に置かれることについて(第3・2(2)関連)

審査請求人の主張は独自の見解に過ぎない。

実施機関としては、企業から反対の意思表示がない限り、企業名及び企業名を特定しうる情報をマスキングし、その他の情報を公開する運用をしているものであり、批判は当たらない。

(3) 条例第6条第6号該当性について(第3・2(3)関連)

既に弁明したとおりであり、特段追加すべき事はない。

なお、審査請求人が言及する各見積書が同一企業による見積書と確認できないし、仮に同一企業によるものであったとしても、当該企業の意向、真意も不明であって、審査請求人の提示した一企業の事例をもって、すべからく実施機関が見積依頼を行う企業が企業名を公開したとしても見積に応ずるとは認めがたい。

(4) 情報公開に関する意思確認等について(第4・2(4)(5)(6)関連)

既に弁明したとおりであり、特段追加すべき事はない。

追加で公開する予定の様式は、依頼文（文書1又は文書2）において、「(所定の様式)の提出により公表を拒否した場合は公表しない」とされている当該様式である。なお、当該様式は、単に社名又は単価につき情報公開請求があった場合に公開を承諾するか否かを確認するだけの「様式」及び同様式に従い見積依頼企業から提出された文書であり、審査請求人において「反論ができない」などとするのは失当である。

(5) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について（第4・2(7)関連）

企業から提出された見積書は、単に製品やサービス等に係る見積金額を記載したもので、事実や数値の羅列であることが多く、「思想又は感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」著作物（著作権法第2条第1項第1号）に当たるかは定かでない。

仮に、著作物に該当するとしても、同法第18条第3項第3号により、別段の意思表示をした場合を除き、未公表著作物を地方自治体等に提供した場合には、同号所定の行為について「同意したものとみなす」とされ、これとは別に実施機関は、情報公開条例第6条第2項等該当性の判断により運用をしているものである。改めて、著作物に情報公開条例第14条第1項の「任意的」意見聴取を「すべき」とするのは、審査請求人独自の見解に過ぎない。

3 結論

本件対象公文書について実施機関の行った決定は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の非公開部分について

文書1ないし4における非公開部分は次のとおりである。

- (1) 企業名及び企業を特定し得る情報（企業名の公表に同意した企業に係るものを除く。以下「企業名等」という。）
- (2) 調査価格、数量、単価、金額、単価と見積数量の積、見積数量平均（これら情報について非公開を希望する意思を示した企業に係るものに限る。以下「調査価格等」という。）

2 非公開部分の条例第6条各号該当性について

- (1) 条例第6条第2号又は同条第6号該当性

ア 実施機関においては、入札における予定価格等の算定に際し、標準単価等が存しない工事内容や調査事項について、企業に対し見積書（以下、単に「見積書」という。）の提出を依頼している。本件非公開部分は、見積りを徴取する際に見積業者が非公開を希望した企業名等及び調査価格等である。

イ 実施機関に聴取したところ、次のような事情が確認された。

見積書は、見積りを依頼された企業に提出義務はなく（辞退も可）、実施機関による商品の購入等が前提ともなっていないことから、提出に向けた強い動機は存しない。

実施機関は、企業から提出された見積書記載の調査価格等から所定の方法に基づき単価等を設定しており、当該単価等は、入札を検討する企業にとって関心が高いものであるため、当該単価等を入札公告時に公表している。

これを踏まえ、実施機関に対して情報公開請求があった際には、企業名等は非公開、調査価格等を公開とすることを主軸としつつも、情報公開に関する意思確認の結果、非公開を希望する企業に係る企業名等及び調査価格等を非公開とする扱いを行っている。

また、見積書を徴取するにあたり情報公開に関する意思確認を行う理由は、①工事内容や調査事項によっては供給者が限られ、②見積書の特徴ある体裁、様式からの推測により、見積書を提出した企業名等が特定ないし推測されうる実態を踏まえ、提出企業において、見積単価等が公になった場合、調達コスト、需要規模や取引実績に応じ設定すべき売価について、顧客からの不当な値下げ要求を受けたり、競業者による値下げによる受注機会の奪取の可能性が現実に想定されるからである。

県の入札業務における積算は、標準単価等が存しない商品、製品については、上記企業からの見積書提出がなければ成り立たず、仮に、見積単価等の公開を希望しない企業について、当該見積単価等を公にすると、県の入札業務における積算が困難となる。

ウ 検討

まず、調査価格等を企業名等とあわせて公開すると、競業者との競争や顧客との価格交渉において不利となることが想定されることから、調査価格等が既に公開された状態での企業に係る企業名等については、「法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第2号）に該当する。

ここで、企業名等を非公開とすれば、特段の事情がない限り、調査価格等を公開しても支障はないはずであり、企業名等を非公開とする企業に係る調査価格等は、条例第6条第2号所定の非公開情報に該当しないと、一応想定

される。

もっとも、企業名等を非公開としても、見積対象である製品ないしサービスの性質ないし特徴から、関係者であれば企業名等を特定しうる場合は、例外的に当該企業に係る調査価格等について条例第6条第2号に該当する場合もあり得るといふべきである。

ここで、実施機関の特定土木事務所の運用を見ると、「見積徴収に基づき設定した単価については、入札公告時に原則公表（会社名は非公表）とするが、（所定の様式）の提出により公表を拒否した場合は公開しないものとする」と記載して見積依頼をする運用を行っている（以下「本件運用」という。）。

本件運用は、実施機関による条例に基づく判断により企業名等又は調査価格等が公開される可能性（余地）を排除したとも読みうる文言を用いており、そうであるとすれば、公開すべきか否かの判断を実施機関が放棄することを記載しているに等しく、特定土木事務所は、情報公開条例の趣旨にもとる運用を行っているものと言わざるを得ない。

もっとも、調査価格等の公開を希望しない企業に係る調査価格等を公開すると、当該企業との信頼関係が失われ、今後、実施機関における積算に必要な見積徴収に応じなくなるおそれがあり、見積徴収業務に支障が生じるおそれがあるものと認めざるを得ない。

したがって、本件運用を信頼して見積書を提出した企業に係る調査価格等については、今回に限り当該企業の信頼を保護しなければ、実施機関の行う積算業務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、条例第6条第6号該当と認めざるを得ない。

エ 本件における見積依頼文の記載について（付言）

本件では、実施機関の特定土木事務所による見積依頼において、本件運用を行っていることが確認されたが、実施機関の他の土木事務所の運用についても、同様の運用がなされていないかを確認の上、本件運用又は本件運用と同様の運用により非公開情報に該当させることは、情報公開制度の趣旨にもとる運用であるため、今後行わないようにすることとされたい。

あわせて、実施機関の説明によれば、企業名等を非公開としても、供給者が限定されることや見積書の特徴ある体裁等から企業名等が特定され、競争上不利となる可能性が現実に想定されるとのことであり、そうであれば、見積依頼に当たり、企業名等の特定を希望しない相手先には、統一様式を用いて調査価格等の提出を求める、あるいは製品の需給状況等の説明を求める等の工夫をされることを要望する。

(2) 審査請求人の主張について

ア 各工事における公開範囲等の差について

審査請求人は、工事1ないし13に係る文書1ないし4において、当該企業名等及び調査価格等の公開範囲に差が生じていること、あるいは、実施機関の見積依頼（文書1又は文書2）の情報公開に関する意思確認に係る文言において、工事ごとに差があることを本件処分1ないし3の違法事由と主張する。

上述において検討したとおり、本来は、企業名等は非公開、調査価格等は公開とすべきであるが、本件においては、本件運用等による実施機関の運用により、企業に対し保護すべき信頼を与えていることから、結論として、企業名等又は調査価格等の公開を希望しない企業について、当該企業名等又は調査価格等を条例第6条第2号又は同条第6号該当として原処分を維持せざるを得ない。

イ 対象公文書の特定について

審査請求人は、実施機関の見積依頼（文書1又は文書2）において、情報公開に関する意思確認を行うための添付様式及び企業からの返答が公開されていない旨主張している。

実施機関の説明によると、実施機関は、本件審査請求を踏まえ、追加で当該添付様式及び企業からの返答を特定し公開するとしているところであるので、実施機関においては、速やかに公開決定等をすべきである。

ウ 理由の提示について

審査請求人は、理由の提示に不備がある旨主張している。

本件における非公開情報は、見積書の企業名等又は調査価格等の情報であって、いずれも競合他社に知られると競争上不利となり、また、他の顧客等との取引条件に影響するなど「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（条例第6条第2号）」があることが了知し得ることができる。

したがって、本件処分1ないし3に係る通知書には、公文書の件名を示し、見積書の企業名等又は調査価格等の公開しない部分とその理由の記載があり、実施機関として非公開と判断した理由を了知し得る程度に示されていると認められ、本件処分1ないし3に理由の提示の不備があるとは認められない。

エ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

審査請求人は、企業から提出の見積書について著作物として著作権法第18条第1項の公表権が存することを前提として、当該公表権を侵害せぬよう、条例第14条第2項の趣旨を踏まえ、同条第1項所定の第三者への意見書提出の機会付与が必要であった等と主張している。

条例第14条所定の第三者に対する意見書の提出の機会の付与については、同条第1項が任意的機会付与、同条第2項各号が同号所定の場合における義務的機会付与について定めている。

本件において、提出された企業の見積書について、「思想又は感情を創作的に表現したもの」として著作物（著作権法第2条第1項第1号）に当たるか否かはさておき、仮に当たるとしても、同法第18条第3項第3号は、未公表著作物を、別段の意思表示をせず、地方公共団体に提供した場合、同号所定の情報公開条例の規定により公衆に提供又は提示することに同意したものとみなすとされているのであって、重ねて審査請求人主張の条例第14条第1項に基づく意見聴取を行う必要は認められず、審査請求人の主張は採用の限りでない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年8月6日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年8月20日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和6年9月24日 第2部会（第120回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年10月31日 第2部会（第121回）	・ 審議
令和6年10月31日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男